

教育委員会定例会次第

日時：令和4年8月25日（木）午前10時00分

会場：富士川町教育文化会館 3階会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第15号 令和4年度富士川町一般会計補正予算（第6号）について

議案第16号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検と評価について

議案第17号 富士川町歴史文化館（仮称）運営検討委員会設置要綱の制定について

議案第18号 富士川町歴史文化館（仮称）ボランティアガイド募集要領の制定について

6 協議事項

7 報告事項

（1）富士川町スポーツフェスティバル2022等の開催について

8 その他

9 今後の日程について

（1）中学校統合関係

総合教育会議 10月3日（月）午後 または 10月6日（木）午後

対 話 集 会 10月13日（木）及び10月14日（金）

予備日10月20日（木）

総合教育会議 11月1日（火） または 11月2日（水）

10 閉 会

1、新型コロナ対策における学級・学校等の閉鎖措置について

文科省初中局健康教育・食育課より、ガイドラインの改定について、次の事項につき改定の通達がありました。

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ その他、設置者で必要と判断した場合

上記において、複数としている趣旨は、「人数」に着目したものではなく、感染防止をする観点から、同一の学級で複数の児童生徒内で感染が確認された場合でも、感染経路に関連がない場合や、学級内の他の児童生徒等に感染が広がっている恐れがない場合は、学級閉鎖を行う必要はない。

○8月23日現在の、町内の各校の罹患状況（始業式当日自宅待機の数）

- 増穂小～1年：2名、2年：1名、3年：4名、4年：濃厚1名
5年：4名、6年：3名、職員：2名
- 鯉沢小～職員：1名
- 増穂中～1年：4名＋濃厚1名、2年：1名＋濃厚2名、3年：1名
職員：1名
- 増穂南小と鯉沢中は0名

◎新学期への各校の対応

現在、罹患又は濃厚接触者として自宅待機している児童生徒や教職員は、すべて学校内での感染関連の無い状況であることから、このまま、明日からの新学期を開始する予定です。

ただ、感染がかなり拡大している中で、29日（月）からの感染対策の徹底が不可欠となります。各校には、レベル2の対応にて、これまで以上に保護者と教職員との共通理解と統一した行動、教育委員会とも連携をより密にして、細やかな対応に心がけていくよう指示しています。また、複数の感染が確認された時には、迅速にかつ適切な対応を心がけていきたいと思います。

2、各校の水泳指導・町営プール利用者について

○各校の水泳指導については、各校ともに、工夫をしながら実施をしてきています。

- 増穂小 ～6月10日から一学期各クラス5回実施。
- 増穂南小～6月10日から通常実施。夏休み直後3日間水泳教室。
- 鰍沢小 ～6月21日から一学期のみ通常実施。
- 増穂中 ～7月13日から各クラス3回利根川プールで実施。Sバス利用。
- 鰍沢中 ～6月21日から各クラス4回実施。

○本年度は、町営プールは、利根川・中部プールに加え、今年は五開プールについても整備・開放を行いました。

町営プールについては、教育委員会が管理しているため、すべてのプールの清掃及び整備を、生涯学習課を中心に、教育委員会の職員総出で行って来ました。利根川プールは、清掃に4日間。中部、五開はそれぞれ2日間要しました。酷暑の中の作業でありましたが、多くの利用者に喜んでもらうことができました。

プールの開放に際しましては、感染拡大予防のため、手指の消毒薬の設置場所の追加や、脱衣場の利用人数の大幅規制、加えて、監視員からの、「大声」の禁止や、「接触注意」などの呼びかけ強化に取り組みながら、安全な利用に努めてきました。

利用者数の合計は以下のとおりです。

- 利根川プール～ 42日間（延べ3,482人）1日平均83人
- 中部プール ～ 15日間（延べ 315人）1日平均21人
- 五開プール ～ 15日間（延べ 357人）1日平均24人

3、各種大会について

学校における各種大会の結果は、別紙のとおりです。

各種表彰関係報告

増穂中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年	備考
2022/7/24	第62回山梨県吹奏楽部コンクール	吹奏楽	中学校部門Bの部	金賞	増穂中学校	1・2・3年	
2022/7/25	第73回山梨県中学校総合体育大会弓道競技の部	弓道	男子団体	第2位	増穂中学校 (上田悠介・西澤遥人・望月郁弥)	3年	関東大会出場
2022/7/26	第73回山梨県中学校総合体育大会バドミントン競技の部	バドミントン	男子団体	第4位	増穂中学校	2・3年	関東大会出場
2022/7/28	第73回山梨県中学校総合体育大会陸上競技の部	陸上	共通男子200m	第3位	佐井瑞生	3年	関東大会出場
2022/7/29			共通男子110mH	第2位	秋山昂志	3年	関東大会出場
			共通男子四種	第3位	秋山昂志	3年	
2022/7/28	第73回山梨県中学校総合体育大会ソフトテニス競技の部	ソフトテニス	男子団体	第3位	増穂中学校	1・2・3年	関東大会出場
2022/7/30	第73回山梨県中学校総合体育大会剣道競技の部	剣道	女子団体	第6位	増穂中学校	1・3年	関東大会出場
2022/8/1	山梨県中学生ソフトテニス夏季研修2022大会	ソフトテニス	女子団体	第3位	増穂中学校	1・2年	

各種表彰関係報告

鯉沢中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
7月26日	第73回山梨県総合体育大会	バドミントン	男子団体	2位	鯉沢中学校	
			女子団体	3位	鯉沢中学校	
			男子シングルス	3位	杉山煌河	2年
			男子ダブルス	1位	秋山真那斗	3年
					奥脇愛斗	3年
			女子ダブルス	3位	田上夕莉	1年
					藤井杏吏	1年

なお、「バドミントン部」および「体操女子個人の部 丸山春音」が関東大会に出場しましたが、惜しくも表彰されるところまではいきませんでしたので、併せて報告いたします。

個人成績 8月

長澤愛羅（3年）

8月10日	2022年度全国中学校ゴルフ選手権大会 中学女子個人の部	2位
8月19日	2022年度（第27回）日本ジュニアゴルフ選手権競技 女子12～14歳の部	優勝

月 日	時 間	場 所	内 容
7月27日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
7月28日	10:00	教育文化会館	峡南校長会との協議
"		町内	大自然体験会（中止）
7月31日		町内各会場	町民ふれあいラジオ体操会（中止）
"		東京・アルカディア市ヶ谷	第41回首都圏富士川会総会
8月1日	10:00	中部・五開プール	中部・五開プール開き
8月2日		利根川公園プール	小学生水泳記録会（中止）
8月9日	9:30	町長室	統合に関わるアンケートに関する話し合い
8月16日		中部・五開プール	中部・五開プールじまい
8月19日	14:00	教育文化会館	文化功労者選定委員会
8月24日		利根川公園プール	利根川公園プールじまい
8月25日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
"	13:00	町民会館	老壮大学8月研修会

議案第15号

令和4年度 富士川町一般会計補正予算要求（第6号、9月定例議会提出）

教育総務課

（歳出）

10 款) 教育費 1 項) 教育総務費 2 目) 学校費

12 節) 委託料 1 細節) 委託料

 鯉沢小中学校校庭西側サクラ剪定業務委託 297 千円

10 款) 教育費 1 項) 教育総務費 2 目) 学校費

14 節) 工事請負費 1 細節) 工事請負費

 鯉沢中学校体育館ステージ南面防水補修工事 1,313 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 1 目) 給食センター費

10 節) 需用費 6 細節) 修繕料

 給食配送車昇降シリンダー交換修理代 225 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 1 目) 給食センター費

11 節) 役務費 3 細節) 手数料

 排水油物処理手数料 574 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 1 目) 給食センター費

12 節) 委託料 1 細節) 委託料

 設備機器保守管理業務委託 △574 千円

議案第16号

富士川町教育委員会の事務の管理
執行状況の点検及び評価報告書

【令和3年度分】

令和4年8月

目 次

I. 目的制度概要等	1
II. 点検・評価の方法	1
III. 新型コロナウイルス感染症による自己評価の視点	1
IV. 点検・評価の結果	
1 教育委員会の活動	
(1) 教育委員の構成	2
(2) 教育委員会の活動状況	
① 委員会の開催状況	2
② 委員会以外の活動状況	2
2 教育委員会各課において執行した事務事業	
(1) 家庭・地域・学校の連携	
① 家庭教育、幼児教育の充実	4
② 青少年健全育成	5
③ 安全安心な地域づくり	6
(2) 学校教育の充実	
① 確かな学力の育成	7
② 豊かな心の育成	7
③ 健やかな体の育成	9
④ 特別支援教育の充実	9
⑤ 時代の要請に応える教育の推進	10
⑥ 教育環境・施設の整備・充実	11
(3) 社会教育の充実	
① 公民館事業の充実	13
② 学習情報の提供・広報の充実	13
③ 生涯学習機会の充実	14
④ 生涯学習施設の整備・充実	14
(4) スポーツの振興	
① 町民皆スポーツ活動の推進	15
② 地域総合型スポーツクラブ活動の推進	17
③ 体育施設の充実	17
(5) 芸術・学術文化の振興	
① 文化芸術に親しむ機会の充実	19
② 文化団体の支援	20
③ 文化財・伝統芸能の保存伝承	21
④ 文化ホールの有効利用	22
IV. 富士川町教育大綱（抜粋）	23

I. 目的制度概要等

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、各地方自治体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況（主な事務事業）について、自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することとなっている。

富士川町教育委員会においても、より効果的な教育行政の推進を図るべく、実施した事務事業についての点検・評価を行い、その結果を報告書とした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

II. 点検・評価の方法

教育委員会の権限に属する事務について、教育大綱及び教育振興計画に掲げる各施策の項目ごとに自己点検及び評価を行った。

また、事務について次のとおり分類した。

- 1 教育委員会の活動
- 2 教育委員会各課において執行した事務事業

III. 新型コロナウイルス感染症による自己評価の視点

令和2年3月6日に山梨県内で初となる、新型コロナウイルス感染者が報告されて以降、本町教育委員会として、管内小・中学校の臨時休業、社会教育施設、社会体育施設の休館及び各種イベント等の延期又は中止など様々な対応に取り組んできました。

令和2年度以降は、実施した事務事業について点検・評価を行い、その成果、課題を報告書としてまとめましたが、新型コロナウイルス感染症への対応といたしましては、今後も「新しい生活様式」と「ウイズコロナ」の視点を取り入れ、感染症対策等工夫を凝らしながら、活動を進めることとします。

IV. 点検・評価の結果

1 教育委員会の活動

(1) 教育委員の構成（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

職 名	氏 名	任 期	備 考
教 育 長	野 中 正 人	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	令和3年4月1日 教育長就任
教 育 長 職 務 代 理	大 森 き よ 子	令和元年6月14日～ 令和5年6月13日	令和3年4月1日 教育長職務代理就任
委 員	秋 山 悦 彦	令和3年6月23日～ 令和7年6月22日	
委 員	中 村 高 志	平成30年6月25日～ 令和4年6月24日	
委 員	望 月 正 人	平成30年6月25日～ 令和4年6月24日	

(2) 教育委員会の活動状況

① 委員会の開催状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

会 議	開 催 日	議案件数	協議件数	報告件数
定例会（4月）	令和3年4月26日		1	4
定例会（5月）	令和3年5月25日	4		4
臨時会（6月）	令和3年6月14日		2	2
定例会（6月）	令和3年6月25日	1		5
定例会（7月）	令和3年7月26日	2	2	
定例会（8月）	令和3年8月25日	4		5
定例会（9月）	令和3年9月24日		1	3
定例会（10月）	令和3年10月25日			3
定例会（11月）	令和3年11月26日	1	2	2
定例会（12月）	令和3年12月27日	2		3
定例会（1月）	令和4年1月25日		1	1
定例会（2月）	令和4年2月25日	6		2
定例会（3月）	令和4年3月25日			11

② 委員会以外の活動状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

教育長及び教育委員の、委員会以外の主な活動は次のとおりである。

・山梨県市町村教育委員会連合会

山梨県内の教育委員会で構成されている団体で、国・県への要望活動や研修等を行っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、秋季研修会、春季研修会、定期総会のいずれも書面開催となった。

- ・ 峡南地区教育委員会連合会

峡南地区の教育委員会で構成されている団体で、県への要望活動や研修を行っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全ての会議が書面開催となった。

また、関東甲信越静市町村教育委員会連合会の総会及び研修会も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

- ・ 学校訪問

町内の小中学校5校を訪問し、授業実施状況や授業内容の確認、教職員との意見交換を行っている。

令和 3年 6月 16日 鯉沢小学校、鯉沢中学校

令和 3年 7月 1日 増穂南小学校、増穂小学校

令和 3年 7月 9日 増穂中学校

- ・ 給食試食会

毎年度、学校給食週間に合わせ、管内小中学校の給食試食会を行い、児童生徒や栄養士との意見交換を行っているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校訪問に合わせ実施した。

令和 3年 7月 1日 増穂小学校

- ・ 各小中学校入学式、卒業式

毎年、管内小中学校5校の入学式及び卒業式に来賓として出席しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模の縮小・時間の短縮を図るなかで、来賓出席はなかった。

- ・ 各小学校運動会、各中学校学園祭

毎年、管内小学校3校の運動会、中学校2校の学園祭に来賓として出席しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席しなかった。

- ・ 町民体育祭

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

- ・ 成人式

令和 4年 1月 8日 はくばく文化ホール

- ・ その他各種会議、各種イベント事業

2 教育委員会各課において執行した事務事業

(1) 家庭・地域・学校の連携

① 家庭教育、幼児教育の充実

・就園奨励事業の推進、幼児教育の振興

概 要	本町に住所を有し幼稚園に就園している園児の保護者に対しては、就園奨励費補助金を交付し、幼児教育に係る保護者負担の軽減を図ってきたが、国の法改正により、令和元年度より新しい無償化事業が始まったことに伴い、同補助金も廃止となった。 令和2年度からは、私立幼稚園等施設等利用費補助金として、事業を子育て部局に所管替えを行い、幼児教育の振興を継続していく。
成 果	
課 題	

・青少年育成区民会議の継続開催

概 要	「青少年の非行・被害防止全国強調月間（学校が夏休みに入る毎年7月）」に合わせ、各地区において区民や小中学校関係者参加のもと、青少年の健全育成をテーマとし、区民会議を開催している。
成 果	少子化等の影響により、これまでの各地区が7月に一斉に区民会議を実施することが困難となってきたことから、令和3年度からは、各地区の実情に応じた青少年育成活動を各地区でそれぞれ実施することとなった。
課 題	各地域において、地域の子どもは地域で守るという青少年育成活動の意識の定着が必要である。

・地域ぐるみの食育の推進

概 要	富士川町食育推進計画に従い、保育所、学校など関係機関と連携しながら、地域の特性や歴史風土を活かした食育に努めている。 （地場産品の活用を通じた食文化継承等） また、委員会として、町広報誌において取り組みを紹介している。
成 果	子どもの頃から健全な食生活を送ることで、生涯にわたる健全な心身の育成につながっている。
課 題	平成29年度から5年間を計画期間とした「第2次富士川町食育推進計画」に基づき、様々な取り組みを行っていく必要がある。

② 青少年健全育成

・異年齢交流キャンプ等による自然体験の開催

概 要	大自然の中で、野外体験活動や自然の観察をしながら環境問題への興味、関心を高め、また、異年齢集団での宿泊活動を通して、自主性、協調性を育て、あわせて地域ジュニアリーダーとしての育成を図るため、増穂ふるさと自然塾を会場に自然体験会（ナイトハイク、キャンプファイヤー等）を実施している。
成 果	令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、日帰りを実施した。小学4年生から6年生の15名が参加し、雨畑硯体験や大柳川溪谷散策を行った。 身近な自然や産業への興味や関心が深まり、異年齢集団での活動により、自主性や協調性が育てられた。
課 題	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を考慮すると、密になるテントでの宿泊が再開できない。

・青少年団体活動を通じた子どもたちの健全育成

概 要	町内の子どもたちが、スポーツを通してお互いの親睦を深めるとともに、健康な精神を養うことを目的とし、球技大会（グラウンドゴルフ）を実施している。 「スポーツによる青少年の健全育成」を目的とするスポーツ少年団については、サッカー、ソフトテニス、バドミントン等の13団体で構成され、町内各小中学校へ募集案内を行い、274名の入団があった。 3歳以上の幼児の入団はなかった。
成 果	令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止により、球技大会については中止とした。 スポーツ少年団活動は、発育発達段階を考慮したスポーツ活動の他、学習活動、社会活動など、青少年が心も体も大きな成長変化を遂げる時期に多様なプログラムを実施することによって、社会性を身につける契機となっているとともに、定期的な運動を通して体力の向上にもつながっている。 令和3年度は、ウイズコロナという考えのもと感染対策を徹底したうえで、子どもたち練習活動や対外試合などコロナ禍以前の活動へ徐々に近づきつつあり、関東大会や全国大会に出場する単位団もあった。 また、県が主催する指導者の講習会、研修会も人数制限や時間短縮で行われるなかで参加した。
課 題	少子化による団員の確保、3歳以上の幼児の見学・体験入団を行い、入団の促進及び入団する幼児の指導についても今後の課題である。 指導者についても高齢化が進み、後継者の育成や支援をしていく必要がある。

・地域ぐるみの子育て健全育成の取り組み

概 要	町をはじめ、学校関係者や青少年育成団体などと連携して、夏季生活指導推進会議や冬季生活指導推進会議を開催している。
成 果	令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止により、夏季並びに冬季の生活指導推進会議については中止とした。
課 題	

③ 安全安心な地域づくり

・スクールガードリーダー、ふれあい110番の家など防犯活動の充実

概 要	児童の登下校時の安全確保のため、スクールガードリーダーを配置し、子どもへの指導、通学路の安全確認等を行っている。 1日4時間、週2日実施している。(小学校3校で実施) ふれあい110番の家の利用にあたっては、防災交通課と連携し、各学校において周知を行っている。 また、毎年4月に新1年生へ防犯ブザーの貸与を行っている。
成 果	スクールガードリーダーについては、鯉沢警察署のスクールサポーターとも連携がとれており、重大な事件事故も発生していないことから、事業の効果は大きい。 また、防犯ブザーについては、児童・保護者の防犯意識の高揚及び犯罪の抑止につながっていると考えられる。
課 題	教育委員会・警察・学校がさらに連携を深めるための施策を展開していきたい。 防犯ブザーの貸与は、今後も継続して実施していくことが望ましい。

・地域ぐるみの安全・安心への取り組み

概 要	青少年育成富士川町民会議各部会により、小中学生の登校時に合わせたあいさつ運動(年4回)、夏季の夜間パトロール(年2回)、社会環境実態調査(成人向け図書類の陳列販売の状況確認など)を実施している。
成 果	令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、夏季の夜間パトロールについては中止とした。また、あいさつ運動や社会環境実態調査については、感染症対策に留意しながら実施し、児童生徒の見守り活動の推進と地域へのあいさつ運動の浸透を図った。
課 題	あいさつの定着、子どもたちの見守りのため、今後も継続して行くことが必要である。

(2) 学校教育の充実

① 確かな学力の育成

・放課後学力向上事業等の推進

概 要	平成26年度から学力向上フォローアップ事業「そよ風教室」として、教職員OBが指導者となって、学習意欲をさらに高めるため、児童・生徒を対象に、個々のニーズに合わせた学習指導を実施している。 小学生クラス（増穂教室18人、鯉沢教室13人） 16回 中学生クラス（18人） 16回
成 果	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、途中休講もあったが、教室内の換気、消毒の徹底を行いながら、通年開講することが出来た。 また、小学生増穂教室、中学生クラスの会場を、富士川町児童センターに変更したことで、より快適な環境のなかで、学習することが出来た。
課 題	学習意欲を持っている子や、学力の定着が十分でない児童生徒の支援策として「そよ風教室」については、継続的に行うことが望ましい。 また、町の行事や学校行事と重ならないように、綿密な日程調整を行う必要がある。

・各種検定への補助事業

概 要	学習意欲と学力の向上を図るため、中学生が受ける英語や漢字、数学の検定に対して、補助金を交付している。今年度は、137人（増穂中128人、鯉沢中9人）が受検した。
成 果	検定にチャレンジすることで学習意欲の向上につながっている。
課 題	今後も、中学生の学習意欲の向上のためにも継続が必要である。

② 豊かな心の育成

・規範意識の向上など道德教育の推進

概 要	生命の尊さを感じる心や思いやりの心、規範意識の向上などを図るための道德教育を実施した。
成 果	「特別の教科 道德」の趣旨を踏まえた学習指導において、全教職員が共通理解のもと、児童・生徒の豊かな心の育成を目指して、実践的な活動や研究を推進することができた。 また、学校開放日に道德授業を公開したり、お年寄りや地域の方等との交流により、地域に根ざした道德的実践活動を推進することができた。
課 題	児童が物事をより広い視野から多面的・多角的に考えられるよう、活動についてさらに工夫・改善を行っていくことが必要である。

・いじめの未然防止・不登校の学校全体での取り組み体制の整備

概 要	管内全ての学校において「いじめ防止基本方針」が策定されており、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進している。 また、平成30年2月に「富士川町いじめ防止基本方針」、令和3年3月に「富士川町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」が制定され、いじめ問題の防止に向けた体制整備が進められている。
成 果	各学校がいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための様々な対策に取り組んでいることから、いじめ問題の解消につながっている。
課 題	いじめ防止基本方針に基づく対策をより実効的に行うため、「富士川町いじめ問題対策連絡協議会」の体制整備を行い、学校内での、更なるいじめの未然防止、早期発見、早期解決の取り組みを行っていく必要がある。

・読書活動の推進と拡充

概 要	各学校に町単で学校司書を配置し、図書活動等の充実を図っている。 また、学校全体で朝読書を推進している。
成 果	司書による連絡会を開催し、意見交換や情報の共有により、読書活動等の充実が図られた。 朝読書を通して、読書に対する意識を高めることができています。
課 題	今後も、学校全体で、読書活動の拡充に努めていく必要がある。

・子どもから相談できる体制の充実

概 要	学校相談員の訪問による小学校を中心とした相談業務を実施している。 また、令和2年度からは、管内全ての学校においては、県のスクールカウンセラー活用事業を活用した相談業務を実施している。
成 果	気軽に相談できる体制がつくられており、児童生徒はもとより、教師、保護者も相談に訪れている。
課 題	児童生徒の諸問題に対するきめ細かな指導を図るためにも、カウンセリング実施日の増加を引き続き県へ要望していく必要がある。

③ 健やかな体の育成

・食に関する指導計画の作成による食育の推進

概 要	富士川町食育推進計画に基づき、教育課程における各学校の食に関する指導計画を策定し、給食主任や栄養教諭を中心に食に関する指導を行っている。また「A」に地産地消の取組について協力を求め、日頃から給食センター職員・栄養教諭等が情報交換を行っている。
成 果	給食や授業の中で食に関する情報を発信することで、残さず食べる習慣・マナー・食事バランス・生産者に対する理解が深まっている。
課 題	今後も、各学校で食に関する学習を進めるなかで、学校給食センターと連携した取組みが必要とされる。

・防災計画に基づく安全教育の推進

概 要	毎年度、各学校において学校防災計画を策定し、その計画を基に、防災訓練や児童・生徒の引渡し訓練などを実施している。
成 果	訓練を行う中で、自主的・能動的に行動する力を育てている。 また、引渡し訓練においては、保育所・小学校・中学校合同で実施することで、多子世帯への対応を心がけている。
課 題	児童・生徒が自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度や危険予測・回避の能力を身につけることなどへの取り組みを、さらに継続していく必要がある。 また、より一層、学校の防災強化を図るため、全学校共通の危機管理マニュアル、避難所運営マニュアル、学校版タイムラインの策定についての学習会開いている。

④ 特別支援教育の充実

概 要	・ニーズに応じた特別支援教育の充実 児童・生徒の実態を把握し、町単講師・町単特別支援員を配置し、それぞれのニーズに見合った教育を行っている。 また、情緒障害等の特徴を持った個に対応できるよう、町単の特別支援員を配置している。 ・個別の指導・支援計画による支援体制の整備 校内に配置した特別支援コーディネーターを中心に、必要に応じて個別の指導計画や支援計画を作成し、一貫した支援体制を整備している。 ・関係機関との連携強化と相談体制の充実 就学前の幼児については、保育士・保健師・臨床心理士・教員と連携し、保育所巡回相談を実施して、情報共有を行い、個に応じた就学先を決定している。 また、既に就学している児童・生徒についても、校内の特別支援コー
-----	---

	ディネーターを中心に、保健師・臨床心理士と情報連携を図っている。 教育委員会においては、児童・生徒にあった就学先の決定を行うため、1年を通して就学相談を実施し、保護者との合意形成を図っている。
成 果	個の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための、適切な指導及び必要な支援ができています。
課 題	課題を抱えた児童・生徒の状況に応じた、特別支援員の配置が必要である。 また、町の障害児福祉計画に基づき、保健、医療、保育、教育関係機関等が連携を図るための協議の場を設置について検討する必要がある。

⑤ 時代の要請に応える教育の推進

・ 小学校の外国語教育の推進

概 要	新学習指導要領により、令和2年度から5, 6年生は外国語教育が教科化され、3, 4年生は外国語活動が導入されたことから、町内小学校においては、英語専科教諭1名とALTによる教育活動が行われた。
成 果	音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーション能力の素地を養うことができた。
課 題	英語専科教諭の配置・増員等について、引き続き県に要望していくことが必要である。

・ ICT教育を推進し情報教育の充実

概 要	学校のICT教育環境の充実を図るため、平成27年度から、ICT整備計画に基づき、タブレットや電子黒板、実物投影機などを順次整備している。 また、GIGAスクール構想の実現に向け、令和2年度末までに、児童生徒1人1台タブレットの整備が完了した。
成 果	GIGAスクールの本格稼働に向けて、ICT支援員による各学校を巡回した学習支援を行うとともに、中学校2校をオンラインで結んだ、交流授業を実施した。
課 題	タブレットやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、安全・安心なICT教育を実現するため、児童生徒の情報モラルを高める教育が必要である。 また、GIGAスクールの継続には、機器の更新等予算が過大であるため国県に対する財政的支援等の要望が必要である。

・地域に開かれた学校の運営

概 要	増穂南小学校では、「知・徳・体」のバランスのとれた人間性豊かな児童の育成を図るため、学校と保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることが出来る学校運営協議会制度（コミュニティスクール）を平成30年4月に設置した。
成 果	地域人との関わりを深める教育活動を行うことで、地域を愛する心を養うとともに、児童が社会参画や自立に必要な能力を身につけることが出来た。
課 題	よりよい学校運営を行うためには、引き続き、保護者、地域住民、教職員の人材育成に向けた研修等を検討する。

⑥ 教育環境・施設の整備・充実

・町単講師や支援員の配置によるきめ細かな教育の推進

概 要	複式学級の解消や、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を行うため、各学校に町単講師・町単特別支援員を配置している。
成 果	増穂南小学校においては、複式学級が解消され、より細かな教育が推進できている。 また、講師・支援員を配置することで、ティーム・ティーチングによるきめ細やかな学習指導ができ、個に応じた指導が可能となっている。
課 題	児童・生徒の教育環境の充実のため、今後も配置が必要である。

・老朽化が進む学校施設の整備・改修

概 要	今年度の改修事業の主な工事（委託を含む）については、次のとおりである。 ・増穂小学校校舎外壁塗装改修工事（第Ⅱ期工事） 53,845,000円 ・増穂小学校エアコン設置工事（日本語教室、調理室、図工室） 10,153,000円 ・飯沢中学校エアコン設置工事（調理室、図工室、被服室） 13,530,000円
成 果	各種改修工事を行うことで、より良好な教育環境を整えることができた。
課 題	いずれの学校施設も老朽化が進んでいることから、富士川町長寿命化計画に基づいた、計画的な改修を行っていく必要がある。

・就学援助費の支給

概 要	経済的理由により就学が困難であると認定した児童・生徒の保護者に学用品等の費用の支給を行っている。 今年度は、児童生徒52名の保護者に対し補助を行った。
成 果	保護者の経済的負担の軽減が図られている。
課 題	今後も継続することが必要である。

・学校給食費減免事業

概 要	町内小中学校に在籍する児童・生徒の保護者が負担する学校給食費について、保護者の経済的な負担を軽減し子育て支援を推進するため、給食費の一部を減免している。（第2子は半額を免除、第3子以降は全額を免除） 474名の児童生徒に対し、15,342,312円の減免を行った。
成 果	事業の目的である、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援の推進が図られている。
課 題	今後も事業を継続することが必要である。

・スクールバス運行

概 要	小学校の統合により、徒歩通学が困難で、利用できる公共交通機関がない児童・生徒に対して、スクールバスを運行し通学手段を確保している。 運行は、増穂線・鯉沢線の2路線を運行しており、鯉沢線は運行を委託している。 スクールバス運行委託料 5,544,000円
成 果	児童生徒の登下校の利便が図られている。
課 題	今後も、利用する児童・生徒が安全でスムーズに登下校できるよう、学校と委託業者が連携を取り調整を行うことが必要である。

(3) 社会教育の充実

① 公民館事業の充実

・移動公民館、各種セミナー等の開催

概 要	中央公民館講座として、「富士川町の歴史を学ぼう」「バルーンアート教室」「月の観察会」及び「クラフトテーブル手芸教室」等を開催している。
成 果	令和3年度は、感染症対策に十分留意しながら、中央公民館講座の「富士川町の歴史を学ぼう」などの6講座を実施した。例年実施している「月の観察会」は感染症防止対策のため中止となったが、新たな講座として「スマホ教室」や「SDGｓ講座」を開催し、好評を得た。（延べ参加者数178名）
課 題	今後も新たな講座や人気の講座の開催を継続し、より多くの方に学習機会を提供する必要がある。

・公民館改修・修繕事業費補助制度による公民館機能の強化

概 要	町地区公民館改修、改修・修繕事業費補助制度の説明を行っている。
成 果	令和3年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、公民館及び類似施設の水道蛇口を、肘などで操作が可能なレバー式への改修に対し、補助を行った。（5区33箇所） また、大槻地区公民館において、トイレ改修工事を実施したため制度に基づき補助を行った。
課 題	今後も、改修事業等が計画的に行えるよう3ヶ年の事業計画を提出してもらい、計画に沿った事業実施と支援を進める。

② 学習情報の提供・広報の充実

・各種生涯学習講座や教室などへの学習情報の提供と啓発

概 要	公民館講座などの開催情報は、広報誌への掲載により各戸配布し、周知を行っている。
成 果	広報紙の全戸配布や公共施設への掲示を行うとともに、LINEなどのSNSで多くの町民への周知を図った。
課 題	今後も学習情報の提供として、広報誌やSNSを利用し情報提供を行っていく必要がある。

③ 生涯学習機会の充実

概 要	多様化する生涯学習に関するニーズに対応するため、寺子屋学級として、写真教室、ペン習字教室、児童文学創作教室、陶芸教室、箏曲教室、コーラス教室を実施している。
成 果	コロナ禍が続く中、感染症対策に留意し令和3年度も例年通りの教室を実施することができた。基礎から高度な技術まで学習でき、また、講師から各自の創作作品の指導を受け、参加者から好評を得た。
課 題	今後も生涯学習の主要事業として継続して取り組む必要がある。

④ 生涯学習施設の整備・充実

・学習拠点となる中央公民館の施設整備と充実

概 要	平成28年度から、中央公民館機能と生涯学習機能を町民会館へ機能移転している。
成 果	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として使用したため、4月1日から11月15日まで休館とした。休館中は、代替施設を用意し、利用者がこれまでどおり活動が行えるよう管理運営を行なった。
課 題	コロナ禍が続いているが、今後も引き続き、感染症対策を行いながら、多くの人が安心安全に利用できるよう努めていく。

・町立図書館の施設整備と機能の充実

概 要	国の合同庁舎に合築される富士川町立図書館については、令和2年6月に国土交通省関東地方整備局と富士川地方合同庁舎（仮称）新設工事の受託契約を締結し、令和3年3月に工事が着工された。 図書の購入においては、これまでと同様の町民図書館新規図書購入（令和3年度購入冊数1,011冊、1,750,000円）の他、町立図書館オープン図書購入（令和3年度購入冊数2,909冊、9,999,996円）を行った。
成 果	令和3年度の富士川地方合同庁舎新設工事負担金の支払いを行った。 町民図書館では、感染対策を徹底し、コロナ禍でも行えるイベントを開催した。 広報やHPで新着図書や推奨本の紹介を行なった。
課 題	新図書館の開館までのスケジュール管理を行い、効率的に作業を進めていく必要がある。

(4) スポーツの振興

① 町民皆スポーツ活動の推進

・各種スポーツ事業の見直し

概 要	令和3年度は、「町民体力測定会」、「第12回富士川町ふれあいラジオ体操会」、「第8回ゆずの里絶景ラン&ウォーク大会」、「軽スポーツ教室」などを計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止により、昨年と同様「第12回富士川町ふれあいラジオ体操会」のみ開催した。
	人と人との間隔を十分にとり、開催されたラジオ体操会は660人の参加者であった。
成 果	新型コロナウイルス感染拡大防止により、計画していた事業が軒並み中止となったが、ふれあいラジオ体操会は開催し、昨年を上回る参加者があった。
課 題	今後は、ウイズコロナの時代を工夫しながら事業の見直しを行い、今までと同じやり方ではなく、誰もが安心してスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを行う必要がある。

・地域住民への情報の提供、各種スポーツ教室の開催

概 要	各種のスポーツ教室を町広報誌等で周知し、スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会との共催も合わせ、ソフトテニス教室（春季・秋季）、小学生陸上教室、テニス教室、小学1年生水泳教室、弓道教室、フラパールバレーボール教室、スキー・スノーボード教室など10教室を計画した。
成 果	令和3年度は、感染症対策を徹底し、ソフトテニス教室（春季・秋季）、小学生陸上教室、テニス教室を開催することが出来た。
課 題	ウイズコロナの時代を工夫し、各種スポーツ教室を開催出来るように対策を講じる必要がある。

・生涯にわたるスポーツ活動の推進

概 要	幅広い世代で行う「第12回町スポーツレクリエーション祭」を2月27日に開催を予定し、新種目のボッチャも行う予定であった。
成 果	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。
課 題	ウイズコロナの時代を工夫し、種目の見直しや開催時間などの対策を講じる必要がある。

・地区単位での軽スポーツ普及指導

概 要	スポーツ推進委員協議会による出前講座として、軽スポーツ教室を計画し、スポーツ協会支部においては、支部長や地区の体育委員が中心となり、軽スポーツ教室（囲碁ボール・グラウンドゴルフ）等の計画をした。
成 果	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。
課 題	ウィズコロナの時代を工夫し、町民が安心して参加できる対策を講じる必要がある。

・スポーツ協会、自主活動団体やグループの育成

概 要	スポーツ協会（15支部と27専門部で構成）は、全町民により組織される社会体育の振興に重要な団体であるため、町補助金を交付し活動を推進した。（令和3年度交付額2,993,298円） 「町体育祭り」、「駅伝大会」の開催、「県体育祭り」の参加など、各種事業を計画し、町民の健康づくり、生涯スポーツ、競技スポーツ等の普及に大きく貢献している。
成 果	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体育祭り、駅伝大会などスポーツ協会の主催する主要事業は中止となった。
課 題	ウィズコロナの時代を工夫し、町民が安心して参加できる対策を講じる必要がある。 種目や開催時間、支部対抗の見直しが必要である。

・スポーツ合宿を通じた県外スポーツ団体との交流による競技力向上

概 要	町ホームページにおいてスポーツ合宿受入のPRを行っている。 プール施設については、毎年利用がある団体の受け入れを予定していた。 その他、殿原の野球場、いきいきスポーツ公園の団体受け入れも予定していた。
成 果	令和3年度は利用制限をかけ、町営プールの開放を行ったが、県知事の外出自粛要請やまん延防止地域に指定されたことにより、プール開放を途中で中止し県外団体の受け入れも途中で中止となった。
課 題	

② 地域総合型スポーツクラブ活動の推進

・かじまるスポーツクラブの育成

概 要	かじまるスポーツクラブは、ウォーキング、グラウンドゴルフ、ラージボール卓球、ソフトテニス、ヨガ教室を定期開催しており、社会体育担当が、事務局として事務的な補助を行っている。（令和4年3月末の会員数65名）
成 果	事務局として事務的な補助を行うことで、活動の推進につながっている。令和3年度は感染対策を徹底し、コロナ禍以前と同様の活動を再開した。
課 題	高齢化が進むなか、若い世代の会員を増加するよう、新たな事業等の計画やPRを行っていく必要がある。

・いつでも、どこでも、だれもが楽しめる生涯スポーツの研究、普及

概 要	かじまるスポーツクラブでは、各種目を定期開催しており、特にヨガ教室が参加者の増につながっている。
成 果	かじまるスポーツクラブにおいては、いつでも、どこでも、だれもが楽しめる生涯スポーツの普及に努め、普段運動をしない方が、運動に接する契機となっている。 各種目において大会を開催し、町外にもアピールし会員の増加に努めている。
課 題	引き続き、だれもが楽しめる生涯スポーツを研究し、今後は、ウイズコロナの時代を工夫しながら普及、活動、会員の増加に努めていく必要がある。

・スポーツ指導者バンクの活用

概 要	山梨県スポーツ指導者バンクは近年活用実績がないが、かじまるスポーツクラブやスポーツ協会専門部、スポーツ推進委員協議会を講師として活動している。
成 果	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区へ出向いての活動など出来なかった。
課 題	ウイズコロナの時代に向けて、徐々に地区へ出向いていく。

③ 体育施設の充実

・気軽に体力づくりができるトレーニングセンターの開設

概 要	平成28年4月1日より、㈱ブルーアースジャパンに指定管理委託を行い、ブルーアースMY-BODY富士川としてトレーニングセンターの運営を行っている。
-----	---

	令和3年度は指定管理を再指定しトレーニング室の運営を行っている。
成 果	大型商業施設内にトレーニング室を設け、指定管理者委託を行うことにより、トレーニング内容が充実され、幅広い年齢層の利用があり、町民の健康づくりや体力づくりに寄与している。 令和4年3月末 ・サーキット会員 312名 ・ジム会員 307名 ・年間延べ利用者 12,767名（R2年度 8,153名） 令和3年8月からは、コロナ禍による利用者の減少の回復と分散利用を考慮し、24時間営業を実施した。
課 題	年間延べ利用者数が24時間営業の開始に伴い徐々に回復傾向にあるが、コロナ禍以前にはまだ時間がかかると思われる。今後、指定管理者である(株)ブルーアースジャパンの他店舗との連携や新しいメニュー、体験教室等、利用しやすい環境を作っていく必要がある。

・スポーツ施設の装備・器具の充実

概 要	令和3年年度は、利根川公園プール塗装改修、大法師公園テニスコート人工芝張り替えを行った。 ・利根川公園プール塗装改修 1,100,000円 ・大法師公園テニスコート人工芝張り替え 1,254,000円 ・鯉沢小学校体育館照明安定器交換 201,300円 ・鯉沢中学校体育館可動式バスケットゴール修繕 293,150円
成 果	利根川公園プール塗装により清潔なプール運営となった。 大法師公園テニスコート人工芝張り替えにより、利用者が安全に利用できるようになった。 鯉沢小学校体育館照明安定器交換により、照度が上がった。 鯉沢中学校体育館可動式バスケットゴール修繕により、バスケットボールが2面利用できるようになった。
課 題	各施設の老朽化に伴い、計画的な修繕や装備・器具の更新が必要である。

概 要	いきいきスポーツ公園は令和元年度から貸出しがはじまり、人工芝のグラウンドは週末には利用者が常に使用している状況である。 トラックも高校生の部活動、小学生陸上教室、スペシャルオリムピックス等の陸上競技の練習を行っている。 令和3年度は夜間照明設備と外トイレの設置がされ、令和4年度から供用開始となる。
成 果	駐車場整備や天然芝の植栽がされ、利便性が図られた。
課 題	今後は遊具の設置、南側駐車場整備、散策路の整備を行う。

(5) 芸術・学術文化の振興

① 文化芸術に親しむ機会の充実

・文化意識の醸成・高揚のための情報の充実

概 要	文化協会専門部の、短歌、川柳を町広報誌に「ふじかわ文芸」のコーナーを設け毎月2部門でそれぞれ3首の作品の掲載を行っている。
成 果	コロナ禍により活動発表の場が少ない中、広報誌への掲載により、創作意欲の向上につながった。
課 題	会員の文化意識の高揚や創作意欲の向上を図るため、今後も継続する必要がある。

・文化イベントや相互研修による文化交流の促進

概 要	・初心者及び中級者向けの文芸教室を9月上旬から順次開講している。 ・文化協会専門部による寺子屋学級を開講し、年間を通じて初心者から上級者まで、一緒に学ぶ機会を設けている。
成 果	・令和3年度も文芸教室を開催する予定で周知を行ったが、全国的に感染者が増加したため、急遽中止とした。 ・寺子屋教室は、6教室が開講されて写真教室19人、陶芸教室18人、箏曲教室7人、コーラス教室16人、児童文学創作教室10人、ペン字教室4人の合計74人が受講した。年間を通じて初心者から上級者まで一緒に学ぶことができた。
課 題	・文芸愛好者を増やすため、新たな教室の開催も検討しているが指導者も高齢化が進む難しい状況である。 ・寺子屋教室は年間を通じて教室を開講しているので、今後も各学級の育成と支援を図っていく必要がある。

・芸術芸能の鑑賞、作品展示・発表機会の拡充

概 要	これまで2日間で開催していた町民文化祭「芸能フェスティバル」を、令和元年度から1日での開催としている。町民文化祭「文化展」は、11月に開催し、美術や文芸作品など多くの作品が寄せられている。
成 果	令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止により、町民文化祭については中止とした。
課 題	

② 文化団体の支援

・文化協会、文化グループなどの文化団体の育成、支援

概 要	文化協会の育成と活動支援のため、補助金1,485,000円を交付している。
成 果	令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため専門部の活動も制限されてしまい、思うような活動が行えず、町からの補助金も299,482円となった。コロナ禍ではあったが、各専門部で感染症対策に留意し、自己研鑽や文化の普及に積極的に取り組めるよう努めた。
課 題	感染症対策に十分留意し、今後も引き続き、文化団体の育成、支援活動の充実を図っていく必要がある。

・文化団体の自主的な文化活動の支援

概 要	文化協会から加盟団体への活動費補助金を1団体につき、20,000円交付している。
成 果	令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため加盟団体（専門部）の活動も制限される中、1団体が感染症対策に留意し独自の事業を行ったため、活動費に補助金交付を行い活動支援の一端を担った。
課 題	加盟団体（専門部）が安心して活動できるよう環境支援に努めるとともに、活動の活性化を支援できるよう各専門部の活動への支援を継続していく必要がある。

・文化団体との情報の共有化による情報の提供

概 要	県文化協会連合会（県民文化祭）等の町外活動イベントに、本町文化協会専門部員の練習成果の発表を行える場の情報提供を行い、文化協会専門部へ情報を共有化している。
成 果	令和3年度もコロナ禍が続く中、県民文化祭等では一部のイベントが開催されたため、助成事業等を含め、必要な情報の共有化を図った。
課 題	新型コロナウイルス感染拡大防止により練習成果の発表の場が少なくなっているため、県からの文書による情報や、県のホームページ等による情報を注視し、文化協会専門部へ迅速な情報共有に努める。

③ 文化財・伝統芸能の保存伝承

概 要	文化財は地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で、欠くことのできない資産であり、現在、町内には、国指定2、県指定11、町指定41の文化財がある。 文化財保護審議会委員を中心に史跡又は天然記念物等の保護、並びに無形文化財の継承支援に努めている。 また、貴重な文化財や町の歴史を後世に伝え、生涯学習や地域振興などへの活用を推進するため、資料館整備を進めている。 「富士川町の歴史を学ぼう（講座）」を開催し、地区名の由来や舟運をはじめ富士川町の歴史を学び、町内の文化財等を学習する機会としている。
	また、日本の伝統文化を体験する「伝統文化子ども教室（お琴・茶道）」を開催している。 古文書の整理、郷土叢書の刊行を計画的に行っている。 日本の伝統芸能の一つとして地域に息づいている和太鼓を後世に引き継ぐとともに、和太鼓のもつ魅力を広く伝えていくため、「富士川町太鼓フェスティバル」を開催している。
成 果	令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止により、「富士川町太鼓フェスティバル」については中止とした。 伝統文化の体験については、感染症対策に留意しながら実施し、参加者の伝統文化への関心が高まった。 令和3年度は、県のは場整備に伴う大久保広見遺跡の試掘調査を実施し、遺跡の適切な保護と保存に努めた。 資料館を備えた歴史文化施設の整備のため、展示内容の検討委員会の開催を進め、検討委員会の意見を反映した設計書が完成した。また、古文書整理においても富士川舟運の資料整理と文献保存に力を入れ、富士川町郷土資料叢書第6巻を発行した。
課 題	歴史文化施設については、小中学生の総合学習や富士川舟運の歴史研究者にも参考となる展示施設となるよう、令和4年度に展示資料を作成していく。 今後も文化財の適切な維持管理及び保護保存をしていくとともに、引き続き新たな文化財の発掘に努める必要がある。

④ 文化ホールの有効活用

・指定管理による各種芸術文化事業の推進

概 要	「一般社団法人ふじかわ」に指定管理委託を行い、効率的な管理運営及び富士川町の文化振興施策の推進を行なっている。
成 果	令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止や延期となったイベントがあった。観覧席の抑制など感染症対策に留意しながら、「富士川町の歌」作曲者の池田綾子さんらによる「音と光り絵コンサート」を含めた7本のイベントが実施され、芸術文化の推進が図られた。
課 題	町民ニーズを反映した事業展開が行えるよう、指定管理先の一般社団法人ふじかわと連携し、必要なサポートをしていく必要がある。

・身近な芸術文化情報の提供

概 要	指定管理先の「一般社団法人ふじかわ」の各種事業を広報誌で周知を行なっている。
成 果	毎月、広報紙に文化ホールのページを確保し、各種事業の紹介を行うとともに、LINEなどのSNSで多くの町民に幅広く情報の周知が行うことができた。
課 題	今後も広報誌やSNSを最大限に活用し、各種事業への参加を呼び掛けていく必要がある。

・施設設備の充実

概 要	ホール内の環境改善を図り、利用者の利便性を向上させるため、必要な整備を実施している。
成 果	令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新しい生活様式が求められ、文化庁の補助金を活用しながら空調設備の改修する環境整備を実施した。
課 題	今後も利用者の利便性を向上させるため、必要な設備の改修をしていく必要がある。

Ⅳ. 富士川町教育大綱（抜粋）

教育振興の施策

(1) 家庭・地域・学校の連携

① 家庭教育、幼児教育の充実

- ・就園奨励事業の推進、幼児教育の振興
- ・青少年育成区民会議の継続開催
- ・相談支援体制の充実
- ・地域ぐるみの食育の推進
- ・家庭での子育て力の醸成
- ・子どもに生きる力を育める環境づくりの推進

② 青少年健全育成

- ・異年齢交流キャンプ等による自然体験の開催
- ・青少年団体活動を通じた子どもたちの健全育成
- ・子どもと大人のふれあいの機会の増加
- ・地域ぐるみの子育て健全育成の取り組み

③ 安全安心な地域づくり

- ・スクールガードリーダー、110番の家など防犯活動の充実
- ・地域ぐるみの安全・安心への取り組み
- ・子どもの人権に対する意識の高揚
- ・交通事故防止対策の推進
- ・チャイルドシートの利用促進

(2) 学校教育の充実

① 確かな学力の育成

- ・発達段階に応じた基礎的・基本的な知識や技能の習得
- ・小学生における言語活動や理数教育の充実
- ・中学生における思考力・判断力・表現力の育成
- ・学習指導の工夫・改善
- ・課題解決型の学習テーマの積極的導入
- ・放課後学力向上事業等の推進

② 豊かな心の育成

- ・規範意識の向上など道徳教育の推進
- ・いじめの未然防止・不登校の学校全体での取り組み体制の整備

- ・読書活動の推進と拡充
- ・子どもから相談できる体制の充実

③ 健やかな体の育成

- ・児童生徒の発達段階に応じた適切な体育指導
- ・生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲・能力の育成
- ・食に関する指導計画の作成による食育の推進
- ・防災計画に基づく安全教育の推進

④ キャリア教育の推進

- ・体系的・系統的なキャリア教育の推進
- ・発達段階に応じた、望ましい勤労観・職業観の醸成

⑤ 特別支援教育の充実

- ・ニーズに応じた特別支援教育の充実
- ・個別の指導・支援計画による支援体制の整備
- ・関係機関との連携強化と相談体制の充実

⑥ 時代の要請に応える教育の推進

- ・ふるさとの歴史や伝統文化の学びの取り組み
- ・小学校の外国語教育の推進
- ・自然エネルギー活用や省エネ活動等環境教育の推進
- ・ICT教育を推進し情報教育の充実
- ・地域に開かれた学校の運営
- ・小・中学校の連携強化

⑦ 教育環境・施設の整備・充実

- ・町単講師や支援員の配置によるきめこまかな教育の推進
- ・老朽化が進む学校施設の整備・改修
- ・老朽化している給食施設の整備・改修
- ・防災用品の整備や地域避難所としての機能の充実

(3) 社会教育の充実

① 公民館事業の充実

- ・移動公民館、各種セミナー等の開催
- ・公民館改修・修繕事業費補助制度による公民館機能の強化

② 学習情報の提供・広報の充実

- ・他市町との情報の共有化による情報の提供

- ・学習相談体制の強化
- ・各種生涯学習講座や教室などへの学習情報の提供と啓発
- ・情報教育の充実と推進

③ 生涯学習機会の充実

- ・幼児から高齢者まで各世代や成長過程に応じた学習機会の提供
- ・多様化、高度化する学習意欲を満たす学習プログラムの提供
- ・学習指導者の発掘、活動団体の育成
- ・生涯学習指導者、文化ボランティアの育成
- ・町民の学習意欲に応える指導体制の確立
- ・自主的、自発的な学習活動への支援

④ 生涯学習施設の整備・充実

- ・学習拠点となる中央公民館の施設整備と充実
- ・町立図書館の施設整備と機能の充実

(4) スポーツの振興

① 町民皆スポーツ活動の推進

- ・各種スポーツ事業の見直し
- ・スポーツ・レクリエーション指導者の養成強化
- ・地域住民への情報の提供、各種スポーツ教室の開催
- ・生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ・地区単位での軽スポーツ普及指導
- ・体育協会、自主活動団体やグループの育成
- ・スポーツ合宿を通じた県外スポーツ団体との交流による競技力向上

② 地域総合型スポーツクラブ活動の推進

- ・かじまるスポーツクラブの育成
- ・自主的なスポーツサークルの育成・充実
- ・いつでも、どこでも、だれもが楽しめる生涯スポーツの研究、普及
- ・スポーツ指導者バンクの活用
- ・地域に密着した指導者や専門的知識・技術を有する指導者の養成・確保

③ 体育施設の充実

- ・水辺空間を利用した総合運動公園の建設
- ・町民体育館の移設に伴う機能の充実
- ・気軽に体力づくりができるトレーニングセンターの開設
- ・各種社会体育施設利用促進の運営体制の充実
- ・スポーツ施設の装備・器具の充実

(5) 芸術・学術文化の振興

① 文化芸術に親しむ機会の充実

- ・文化意識の醸成・高揚のための情報の充実
- ・文化イベントや相互研修による文化交流の促進
- ・芸術芸能の鑑賞、作品展示・発表機会の拡充
- ・町民主体の文化活動の充実

② 文化団体の支援

- ・文化協会、文化グループなどの文化団体の育成、支援
- ・文化団体の自主的な文化活動の支援
- ・文化団体との情報の共有化による情報の提供

③ 文化財・伝統芸能の保存伝承

- ・文化財管理、保護への支援
- ・文化遺産の保全、活用の意識の高揚と啓発
- ・伝統文化、郷土芸能の継承のための後継者確保、育成

④ 文化ホールの有効活用

- ・身近な芸術文化情報の提供
- ・文化創造・発信の場としての活動の推進
- ・住民参加型事業の充実とその体制づくり
- ・優れた芸術・芸能の積極的な提供
- ・施設の効率的な運用
- ・関係機関との連携による芸術文化の振興

議案第 17 号

富士川町歴史文化館(仮称)運営検討委員会設置要綱 (設置)

第 1 条 富士川町歴史文化館(仮称)(以下「歴史文化館」という。)を設置し、適正な管理及び運営を図るため、富士川町歴史文化館(仮称)運営検討委員会(以下「委員会」という)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項の方針について、検討するものとする。

- (1) 歴史文化館の事業に関すること。
- (2) その他歴史文化館の管理及び運営に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから富士川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会には委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(富士川町歴史文化施設資料館検討委員会設置要綱及び富士川町歴史文化施設人物館展示内容検討委員会設置要綱の廃止)

2 富士川町歴史文化施設資料館検討委員会設置要綱(令和 3 年富士川町告示第 3 号)及び富士川町歴史文化施設人物館展示内容検討委員会設置要綱(令和 3 年富士川町告示第 4 号)は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行日以後最初に開かれる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議案第18号

富士川町歴史文化館（仮称）ボランティアガイド募集要領

1. 目的

富士川町歴史文化館（仮称）（以下「歴史文化館」という。）において、富士川町の歴史、文化、自然、観光地等を来館者に案内することにより、町への理解を深めてもらうため、富士川町歴史文化館（仮称）ボランティアガイド（以下「ガイド」という。）を募集する。

2. 活動内容

ガイドの活動内容は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 来館者に対する展示資料の説明案内に関すること
- (2) 歴史文化館の開館及び閉館作業に関すること
- (3) 町の観光案内に関すること
- (4) その他、歴史文化館の管理運営に関すること

3. 活動開始日

令和5年2月1日以降

4. 活動日および活動時間

- (1) 火曜日から日曜日までの週6日（年末年始を除く）を、ガイド登録者の希望に応じて、活動シフトを決定予定
- (2) 午前9時から午後5時までの間を予定

5. 活動費

活動に対する謝礼として、1日7,200円を支給予定

6. 活動時の保険

労働災害保険に登録者全員一括で加入
（ガイドの方の費用負担は無し）

7. 募集予定数

10名程度

8. 募集期間

令和4年11月1日から11月30日まで
(広報11月号により周知)

9. 応募条件

- (1) 令和4年3月31日時点で年齢18歳以上の方
- (2) 町の歴史や文化について自ら学ぶ意欲を持ち、来館者に対し、おもてなしの心をもって活動に参加できる方

10. 応募方法

富士川町歴史文化館（仮称）ボランティアガイド申込書(様式第1号)により申し込みを行う。

様式については、町ホームページからのダウンロードおよび、教育委員会窓口を設置する。

11. 選考方法

申込書による書類審査とする。ガイドとして適当であると認めた場合は、富士川町歴史文化館（仮称）ボランティアガイド台帳(様式第2号)に登録し、登録された者には富士川町歴史文化館（仮称）ボランティアガイド認定書(様式第3号)を交付する。なお、登録の有効期間は、5年間とする。

12. 活動開始までのスケジュール

令和4年10月25日・・・広報11月号で周知開始

令和4年11月1日～11月30日・・・募集期間

令和4年12月中旬・・・認定書の交付および座学研修

令和5年1月下旬・・・現地研修

富士川町スポーツフェスティバル2022開催

富士川町スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会では、富士川町体育祭の中止に伴い、これに代わる事業として「富士川町スポーツフェスティバル2022」を開催いたします。

午前の部 ◇日時 10月16日(日) 午前9時～

◇内容 軽スポーツ競技(ラダゲッター、輪投げ、モルック、ディスクゲッター
スナッグゴルフ、囲碁ボール)

★スポーツ推進委員がルールや競技方法をご説明します。

◇場所 富士川いきいきスポーツ公園

午後の部 ◇日時 10月16日(日)午後13時30分～

◇内容 走り方教室(かっこいい走り方、今より少しでも速く走れる走り方教室)

★佐野夢加さん、スポーツ協会陸上部が指導します。

◇場所 富士川いきいきスポーツ公園

富士川町文化財めぐり健康ウォーキング開催

町では、「富士川町スポーツフェスティバル2022」の開催に合わせ、「文化財めぐり健康ウォーキング」を次のとおり開催します。教育委員会で発行した文化財めぐりマップから、今回は国・県文化財ルートの距離を短くしウォーキングを行います。

◇日 時 10月16日(日) 午前9時～

◇内 容 町内の国・県指定文化財の見学を含めた約8.5kmのウォーキング

◇場 所 富士川いきいきスポーツ公園

◇募集人数 15名(先着順)

◇参 加 料 無料

◇申込方法 氏名、性別、年齢、住所、連絡先を電話またはFAXでお申し込みください。

◇募集期間 10月3日(月)9時から10月12日(水)17時まで
※期間内でも定員に達した場合募集を終了します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止する場合があります。

月 日	時 間	場 所	内 容
8月26日	14:00	給食センター	給食センター運営委員会
〃	15:00	本庁1階会議室	要保護児童対策委員会
29日	7:30	役場前	児童・生徒の通学見守り活動
31日			統合に関するアンケート締切日
9月1日	10:00	本庁1階会議室	富士川町魅力発信アンバサダー委嘱式
4日	8:00		総合防災訓練
5日	15:30	町長室	鰺沢中学校 長澤愛羅さん 優勝報告
〃	19:30	町民会館ホール	町体育功労者選考会
7日	9:30	教育文化会館	町内校長会
9日	10:00	本庁議場	町議会開会
9・10日	13:30	増穂中学校	紅葉祭(9日文化・10日体育)
12日	9:00	本庁議場	町議会一般質問
13日	10:00	本庁議場	町議会質疑
16日	9:30	鰺沢小	第2回管理主事訪問(面接)
17日	8:30	鰺沢中	鰺明祭
〃	13:30	小瀬武道場	県体育祭開会式
20日	9:30	鰺沢中	第2回管理主事訪問(面接)
21日	9:30	増穂中	第2回管理主事訪問(面接)
25日		殿原弓道場	スポ協弓道大会(中止)
26日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
27日	9:30	増穂南小	第2回管理主事訪問(面接)
〃	10:00	本庁議場	町議会採決・閉会
30日	8:30	町民会館	町立図書館プロポーザル審査委員会